

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

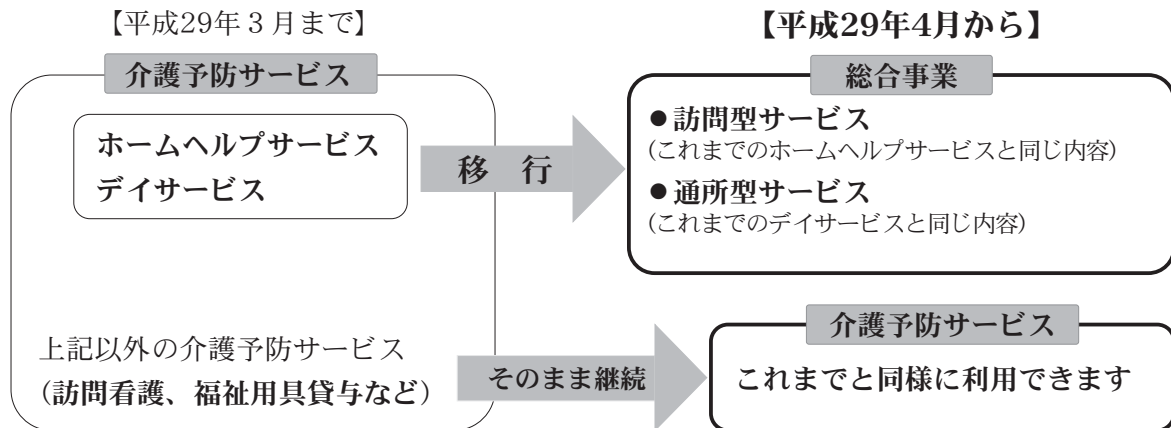
『介護予防・日常生活支援総合事業』（以下、総合事業）とは、高齢者が地域で自立した日常生活を送ることを目的に、羽幌町が実施する介護予防のための事業です。

羽幌町の高齢化率は40%に到達し、年々高齢化が進んでいます。一人暮らしや高齢夫婦世帯も多く、認知症を有する方も今後増えていくと予想されることから、住民参加のもと地域全体で高齢者を支える体制をつくるとともに、要介護状態になる前の「予防」が重要になります。

何が変わるの？



要介護認定を受けて要支援1・2と判定された方を対象とした介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が、全国一律の基準から羽幌町の独自サービス（総合事業）にかわります。平成29年4月からの訪問型サービス、通所型サービスは、これまでと同様のサービス内容ですが、今後は効率的で多様なサービスを提供できるよう事業を広げていきます。



対象者は？

- ①要介護認定で要支援1・2の認定を受けた方
 - ②「基本チェックリスト」による調査を行い、総合事業の対象者と判断された65歳以上の方
(基本チェックリストとは、心身の状態や生活状況を確認するための質問用紙です)
- ※40歳から64歳までの第2号被保険者の方が総合事業を利用する際には、要介護認定を受ける必要があります。

利用中のサービスは？

現在、要支援1・2の認定を受けてホームヘルプサービスやデイサービスを利用中の方は、平成29年4月から、順次総合事業に移行となります。今の認定期間中は、これまでのサービスを引き続き利用することができます。

⇒お問い合わせ

すこやか健康センター内
健康支援課 地域包括支援センター係
☎0164-62-6021



お気軽に
ご相談ください